# 高齢者虐待防止のための指針

## 第1条【基本的な考え方(基本方針)】

当事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢 者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指 針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 第2条【高齢者虐待の定義】

虐待の定義は次のとおりとする。

#### ①身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### ②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は 放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

#### ③心理的虐待

脅しや侮蔑等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、 情緒的な苦痛を与えること。

#### 4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

#### ⑤経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 第3条【虐待防止検討委員会の設置】

- 1. 当事業所は、虐待の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を 確実に防止するための対策を検討することを目的として、虐待防止検討委員会 (以下「委員会」という)を設置する。
- 2. 委員会の責任者は管理者とし、管理者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下「担当者」という)」とする。
- 3.委員会は、定期的(年1回以上)かつ必要な場合に担当者の招集により開催する。

4. 委員会の開催にあたっては、担当者および在籍する職員が参加する。必要に応じてオンラインを活用して行うことができる。

なお、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催 する他の会議体と一体的行うことも差し支えない。

- 5. 委員会の協議事項は次のような内容とし、詳細は担当者が定める。
  - ①委員会その他事業所内の組織に関すること。
  - ②虐待防止のための指針の整備に関すること。
  - ③虐待防止のための職員研修に関すること。
  - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
  - ⑤虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
  - ⑥虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
  - ⑦虐待の原因分析と再発防止策に関すること。
  - ⑧前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

## 第4条【虐待防止のための職員研修に関する基本方針】

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・ 啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とし、以 下のとおり実施する。

- ①研修は定期的(年1回以上)に実施する。
- ②新規採用者には別途虐待防止のための研修を実施する。なお必須とする。
- ③実施内容については、研修資料、出席者等を記録し、電子的等により保存する。

## 第5条【虐待が発生した場合の対応方法】

- ①虐待が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の解明と 防止に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の 如何を問わず、厳正に対処する。
- ②緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利 と生命の保全を最優先する。

#### 第6条【虐待が発生した場合の相談報告体制】

①利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。委員長、副委員長、担当者にて状況の確認を行う。

- ②虐待が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- ③虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに担当者に報告し、担 当者は、速やかに市区町村へ報告しなければならない。
- ④利用者の家庭内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを 認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ⑤虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに担当者に報告し、担当者は委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

## 第7条【成年後見制度の利用支援】

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、市区町村の関係窓口、市区町村地域包括支援センターを案内する等の支援を行うこととする。

## 第8条【虐待に係る苦情解決方法に関する事項】

- ①虐待等の苦情相談については、受付者は受け付けた内容を担当者に報告する。
- ②受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう 細心の注意を払って対処する。
- ③相談受付後の対応は「第6条 虐待が発生した場合の相談報告体制」によるものとする。
- ④対応の結果は相談者にも報告する。

#### 第9条【利用者等に対する指針の閲覧】

本指針は職員、利用者及びその家族、後見人などの関係者、その他関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に虐待防止マニュアルとともに保管し、いつでも自由に閲覧可能とします。

本指針はホームページにも掲載します。(https://haru-care.jp/guideline01/)

## 第10条【その他虐待防止の推進のために必要な事項】

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁 護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

#### 第11条【指針の変更・廃止】

本指針の変更および廃止は、委員会において決定する。

# 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

別表 1

# 虐待防止検討委員会の構成員

## (令和6年4月1日現在)

役 職	名	氏 名	役 割
委員長	管理者	梶 由乃	総括
			虐待防止に関する業務
副委員長 (神楽坂)	看護職員	小坂 浩子	委員会の開催
			虐待に対する記録の確認
			虐待発生時の詳細確認
副委員長 (御徒町)	看護職員	松本 幸称	委員会の開催
			虐待に対する記録の確認
			虐待発生時の詳細確認
委員	看護職員	鈴木 香織	
委員	看護職員	飯塚 木乃花	
委員	看護職員	堀口 瑠美	
委員	リハ職員	高橋 芳文	
委員	リハ職員	中村 美樹	
委員	リハ職員	秋元 亮祐	
委員	リハ職員	新井 晃太	
委員	リハ職員	岩﨑 健吾	
委員	リハ職員	髙橋 栄美	
委員	リハ職員	近藤彩	
委員	リハ職員	山内 渉	